

新ごみ処理施設建設候補地公募にかかる検討結果報告書 【概要版】

南魚沼市、魚沼市、湯沢町（以下、「二市一町」）では、将来に向けた安全安定なごみ処理体制を維持していくとともに、ごみ処理に伴う環境負荷の低減を図るために、平成 35 年を目途に、既存のごみ処理施設である「南魚沼環境衛生センター」並びに「エコプラント魚沼」の両施設を統合した、新たなごみ処理施設を整備する基本構想が決定されました。

ごみ処理施設は市民生活に必要な施設であり、多くの皆様から市民全体の問題として関心を持っていただいたうえで整備を進めていくために、建設候補地を一般公募により募集することとし、その結果、3 地区からの応募申請がありました。

応募申請された候補地については、廃棄物行政担当者により組織される「新ごみ処理施設検討作業部会」及び環境に関する民間委員により構成される「新ごみ処理施設検討委員会」により調査検討を行い、評価項目に基づいて選定を行いました。

選定にあたっては、候補地の現地踏査、応募申請者へのヒアリング及び意見交換を通じて候補地の現状把握に努めるとともに、交通、防災、環境面の地理的立地適性の他、近隣自治会のごみ処理施設受け入れに対する合意形成等、幅広い角度から調査検討を重ね「新ごみ処理施設建設候補地公募にかかる検討結果報告書」としてまとめました。本書はこの概要版となります。

1. 建設候補地の公募（募集期間平成 27 年 11 月 1 日～平成 28 年 4 月 30 日）

公募に際し、設定した基本的な条件は次のとおりです。

【必須条件】

- ・地元住民に対する「公募説明会」が開催されていること
- ・おおむね 2 ha（2 万㎡）程度の用地面積が確保できること
- ・おおむね二市一町（南魚沼市、魚沼市、湯沢町）の推奨範囲内であること

【その他好ましい条件】

- ・地権者及び地域（近隣地域を含む）の同意が見込めること
- ・幹線道路が近く、搬入路の確保が可能なこと
- ・災害等の危険性が少ないこと
- ・支障物件が少なく敷地造成に困難を伴わないこと

2. 建設候補地の公募結果

公募の結果次の 3 地区から候補地の応募申請がありました。

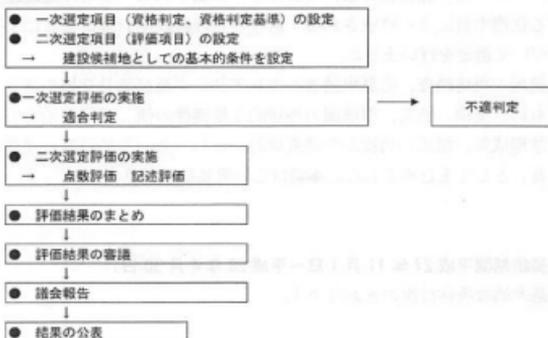
No.	申請日	応募申請区	応募面積
1	平成 28 年 2 月 15 日	南魚沼市 長表地区	2 h a
2	平成 28 年 4 月 6 日	南魚沼市 雲洞地区	2 h a
3	平成 28 年 4 月 25 日	湯沢町 谷後地区	2 h a

3. 建設候補地の選定・評価

建設候補地の選定は以下のフロー図の手順により進めました。

まず、**一次選定**として新たなごみ処理施設を整備するうえで、候補地として最低限必要な基本的条件の項目を設定し、次に**二次選定**として参考要素、基本要素、重要要素の三要素についてそれぞれに必要な評価項目を設定しました。そのうえで一次選定を行い、すべての項目を満たした候補地について二次選定を行いました。二次選定にあたっては、客観的に評価が行えるよう、点数付けによる評価を基本としましたが、合意形成等、点数付けが困難な項目もあることから、点数評価のみによらず、一部の項目について記述評価を取り入れ、点数評価、記述評価、双方の評価結果を基に総合的な評価を行いました。

(1) 選定評価フロー図手順



(2) 一次選定項目の設定および評価

応募申請された3地区の候補地について、以下の7項目に基づき、各種資料により一時選定を行った結果、長表候補地、雲洞候補地、谷後候補地ともに「適」と判定いたしました。

一次選定項目の設定（資格判定項目、資格判定基準）

要素	資格判定項目	資格判定基準	設定理由
土地利用	區划制	農業振興地域利用地区区域（以下、農振農用地区域）に指定されている場合、除外ができること	農振農用地区域に指定されている場合、除外するには一定の要件（土地改良工事終了後3年経過）を満たす必要があり、区内に満たない場合は除外できないことから、農用地区域に指定されている場合、除外の可否について確認が必要
	有効敷地面積の確保	有効敷地面積として2.9ha以上が確保できること	敷地面積が狭小の場合、必要となる施設内の車両動線、駐車場、舗装の計画に支障が出るため、一定以上の敷地面積が必要
	平坦地の確保	敷地120m×80mの四角形が納まる平坦地を造成により確保できること	土質が不整形の場合、利用可能な面積が限定され、施設計画に支障が出るため、一定以上の敷地面積が確保できる平坦地が必要
環境保全	區划制	国立公園、国立公園、国立自然公園、県立自然公園全地域、国土交通省指定自然地域、鳥獣保護区、水源地保護全地区に指定されていないこと	自然保護地域全域等に指定されている場合、開発が困難なため、自然保護保全関係法令及び条例による地域等に指定されていないことが必要
	希少動植物の存在	候補地内に希少な動植物の繁殖及び発生が確認されないこと	希少な動物の繁殖地及び植物の群落への立地を避けるため、希少な動植物の繁殖地及び発生が確認されないことが必要
	遺跡等の有無	候補地は遺跡層上でないことを文献資料により確認すること	遺跡の危険性が高い場所への立地を避けるため、遺跡の有無の確認が必要
合意形成	地権者の理解	地権者が同意、又は同意が得られること	一定以上の敷地面積の確保が必要なため地権者の同意、又は同意が得られることが必要

(4) 総合評価

長表候補地、雲洞候補地、谷後候補地について、点数評価に加え記述評価を行い、総合評価を行った結果、次表のとおりとなりました。

候補地名		長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
点数評価	参考要素	13	11	13
	基本要素	25	19	19
	重要要素	22	22	38
	合計	60	52	70
記述評価		<p>平成23年新潟・福島豪雨の際、床下浸水の被害を受けていることから、新ごみ処理施設を誘致することにより、想定される災害の解消を目指すして応募した。</p> <p>近隣自治会に対して、新ごみ処理施設の候補地として応募した旨を表明し、説明会を実施したが、最終的に近隣自治会の同意を得ることができなかった。</p>	<p>候補地付近は耕作放棄地が近年増大してきており、それに伴う鳥獣被害が頻発している。新ごみ処理施設を誘致することにより、鳥獣被害の解消を含めた候補地周辺の環境整備を目指して応募した。</p> <p>近隣自治会に対して、新ごみ処理施設の候補地として応募した旨を表明し、説明会を実施したが、最終的に近隣自治会の同意を得ることができなかった。</p>	<p>候補地は民営によるスキー場跡地であり、大半が現状復旧されず、また借地で運営されていたために管理費は所有者負担となっている。新ごみ処理施設を誘致することにより、将来的に所有者の負担の解消を目指して応募した。</p> <p>近隣自治会に対して、新ごみ処理施設の候補地として応募した旨を表明し、説明会を実施したが、最終的に近隣自治会の同意を得ることができなかった。</p>
総合評価		不適	不適	不適
		<p>3候補地自治会ともに推進委員会を立ち上げ、近隣自治会に対して説明会やアンケートによる意向調査等を実施するなど、理解と協力を得るための活動を進めてきたが、最終的には3候補地ともに近隣自治会の同意を得ることができなかった。</p> <p>そういった現状を踏まえ、今回の一般公募の趣旨でもある「近隣自治会を含めた地元自治会の理解」を得ることができなかったものと判断し、<u>全ての候補地が新ごみ処理施設の建設候補地としては適当でないという結論に至った。</u></p>		

新ごみ処理施設建設候補地公募にかかる検討結果報告書

平成29年2月

南魚沼市・魚沼市・湯沢町

【目次】

はじめに	1
第1節 新ごみ処理施設の整備方針	2
第2節 建設候補地の公募	2
第3節 建設候補地の公募結果	3
第4節 建設候補地の選定、評価	
4-1 選定評価フロー図手順	4
4-2 一次選定項目の設定及び評価	5
4-3 二次選定項目の設定、重み付け	6
4-4 二次選定評価	8
4-4-1 参考要素	8
4-4-2 基本要素	17
4-4-3 重要要素	27
4-4-4 総合評価	41

はじめに

南魚沼市、魚沼市、湯沢町（以下、「二市一町」）では、将来に向けた安全安定なごみ処理体制を維持していくとともに、ごみ処理に伴う環境負荷の低減を図るために、平成 35 年を目途に、既存のごみ処理施設である「南魚沼市環境衛生センター」並びに「エコプラント魚沼」の両施設を統合した、新たなごみ処理施設を整備する基本構想が決定されました。

ごみ処理施設は市民生活に必要な不可欠な施設であり、最新のごみ処理施設は、高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理等により環境負荷の低減が図られ、安全性にも十分配慮された施設となっております。しかし、一方では迷惑施設とのイメージも持たれがちであり、建設候補地の地元合意形成を図ることは容易なことではありません。

そこで、新たなごみ処理施設について、多くの皆さんに市民全体の問題として関心を持っていただいたうえで整備を進めていくために、二市一町では建設候補地を公募により募集することとし平成 27 年 11 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までを募集期間とする建設候補地の公募を実施し、その結果 3 地区からの応募申請がありました。

応募申請された候補地については、廃棄物行政担当者により組織される「新ごみ処理施設検討作業部会」及び環境に関する民間委員により構成される「新ごみ処理施設検討委員会」により調査検討を行い、評価項目に基づいて選定を行いました。

選定にあたっては、候補地の現地踏査、応募申請者へのヒアリング及び意見交換を通じて候補地の現況把握に努めるとともに、交通、防災、環境面の地理的立地適性の他、近隣自治会のごみ処理施設受け入れに対する合意形成等、幅広い角度から調査検討を重ね、ここに「新ごみ処理施設建設候補地公募にかかる検討結果報告書」としてまとめました。

第1節 新ごみ処理施設の整備方針

二市一町で示している新ごみ処理施設の基本方針は以下のとおりです。

■基本方針

1. ごみ処理を対象とする地域は、南魚沼市および魚沼市、湯沢町全域。
2. 対象とするごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ。
3. ごみ焼却施設の処理規模は、24時間運転でおおむね150トン/日を想定。
4. 不燃ごみ施設の処理規模は8時間運転でおおむね13トン/日を想定。
5. 国が制定した大気汚染防止法に定める排出基準よりさらに厳しい維持管理計画値を設定し、自然環境に影響を及ぼさない施設を目指す。
6. 最新の焼却設備を導入することにより、ごみ処理施設から排出される排ガス、臭気、騒音など周辺環境に影響がないように努める。
7. 施設の運営に関する情報は積極的に公開し、地元地域との信頼関係の構築に努める。

第2節 建設候補地の公募

公募については以下の募集要領により、建設候補地を公募しました。

【募集要領】

■必須条件

- ・地元住民に対する「公募説明会」が開催されていること
- ・おおむね2ha（2万㎡）程度の用地面積が確保できること
- ・おおむね二市一町（南魚沼市、魚沼市、湯沢町）の推奨範囲内であること

■その他好ましい条件

- ・地権者及び地域（近隣地域を含む）の同意が見込めること
- ・幹線道路が近く、搬入路の確保が可能なこと
- ・災害等の危険性が少ないこと
- ・支障物件が少なく敷地造成に困難を伴わないこと

■応募期間

- ・平成27年11月1日～平成28年4月30日

■応募方法

- ・公募説明会開催の申し込みをしてください。
申込先は行政区長さん又は事務局（新ごみ処理準備係）に電話、口頭でお願いします。
- ・説明会の後、関係行政区長さん又は関係者に申し込み方法の詳細を説明いたします。

■建設用地の選定について

- ・応募期間終了後、有識者等で構成する検討委員会で慎重に協議し、公正に評価します。

■問い合わせ先

- ・南魚沼市市民生活部 廃棄物対策課 新ごみ処理準備係

第3節 建設候補地の公募結果

公募の結果、次の3地区から候補地の応募申請がありました。

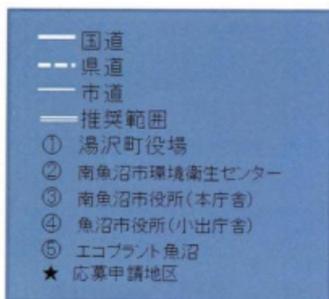
■建設候補地の公募結果

No.	申請日	応募申請区	応募面積
1	平成28年2月15日	南魚沼市 長表地区	2ha
2	平成28年4月6日	南魚沼市 雲洞地区	2ha
3	平成28年4月25日	湯沢町 谷後地区	2ha

■公募説明会の開催実績

市町	説明実績	問い合わせ実績
南魚沼市	7回	25件
魚沼市	3回	15件
湯沢町	1回	4件

■二市一町位置図



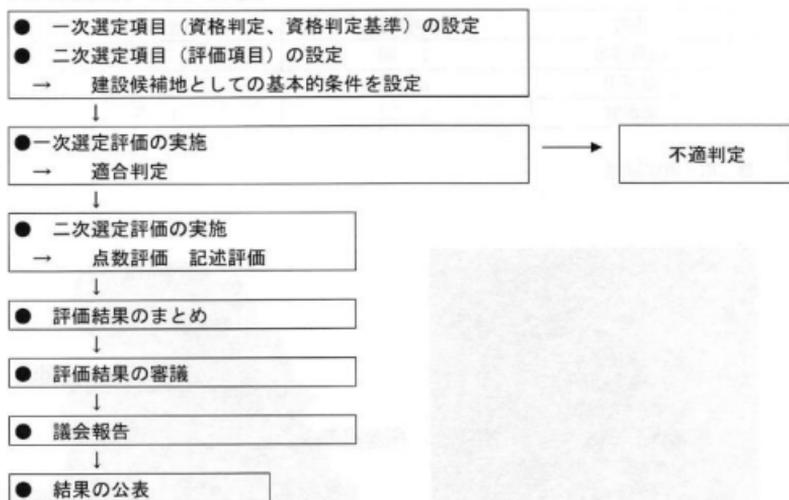
第4節 建設候補地の選定・評価

建設候補地の選定は以下のフロー図の手順により進めました。

まず、一次選定として新たなおみ処理施設を整備するうえで、候補地として最低限必要な基本的条件の項目を設定し、次に二次選定として参考要素、基本要素、重要要素の三要素についてそれぞれに必要な評価項目を設定しました。

そのうえで一次選定を行い、すべての項目を満たした候補地について二次選定を行いました。二次選定にあたっては、客観的に評価が行えるよう、点数付けによる評価を基本としましたが、合意形成等、点数付けが困難な項目もあることから、点数評価のみによらず、一部の項目について記述評価を取り入れ、点数評価、記述評価、双方の評価結果を基に総合的な評価を行いました。

4-1 選定評価 フロー図手順



4-2 一次選定項目の設定及び評価

応募申請された3候補地について、以下の7項目に基づき、各種資料により一時選定を行った結果、長表候補地、雲洞候補地、谷後候補地ともに「適」と判定いたしました。

一次選定項目の設定（資格判定項目、資格判定基準）

要素	資格判定項目	資格判定基準	設定理由
土地利用	法規制	農業振興地域農用地区域（以下、農振農用地区域）に指定されている場合、除外ができること	農振農用地区域に指定されている場合、除外するには一定の要件（土地改良工事終了後8年経過）を満たす必要があり、要件を満たさない場合は除外ができないことから、農振農用地区域に指定されている場合、除外の可否について確認が必要
	有効農地面積の確保	有効農地面積として2.0ha以上が確保できること	農地面積が狭小の場合、必要となる施設内の車両動線、駐車場、緑地の計画に支障が出るため、一定以上の農地面積が必要
	平坦地の確保	概ね120m×80mの四角形が納まる平坦地を造成により確保できること	土地が不整形の場合、利用可能な面積が限定され、施設計画に支障が出るため、一定以上の農地面積が確保できる平坦地が必要
環境保全	法規制	国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、郷土重要保全地域、鳥獣保護区、水道水源保全地区に指定されていないこと	自然環境保全地域等に指定されている場合、開発が困難なため、自然環境保全関係法令及び条例による地域等に指定されていない確認が必要
	希少な動物の存在	候補地内に希少な動物の営巣及び発生が確認されないこと	希少な動物の営巣地及び産卵の隠れへの立地を避けるため、希少な動物の営巣及び発生が確認されないことが必要
	活断層の有無	候補地は活断層上にないことを文獻資料により確認すること	災害の危険性が高い場所への立地を避けるため、活断層有無の確認が必要
合意形成	地権者の理解	地権者が同意、又は同意が見込まれること	一定以上の農地面積の確保が必要なため地権者の同意、又は同意が見込まれるか確認が必要

4-3 二次選定項目の設定、重み付け

一次判定の結果、「適」と判定された3候補地について建設候補地としての適性を点数付けにより評価を行うため、参考要素、基本要素、重要要素として17項目の評価項目を設定し、それぞれの項目について重み付けを行いました。

二次選定項目の設定(候補地の評価項目と設定理由)

要素	評価項目	設定理由
参考要素	① 水源地からの距離	ごみ焼却施設の建設を想定した場合、排ガスが水源地に影響を及ぼさないか、候補地から直近の水源地までの距離により評価する
	② 景観	ごみ焼却施設の建設を想定した場合、候補地周辺の景観に調和しているか、周辺に貴重な景観資源の有無について評価する
	③ 埋蔵文化財	候補地が埋蔵文化財包蔵地に指定されている場合、工期や低費等、工事への影響を及ぼさないか、埋蔵文化財包蔵地の指定状況、見込みにより評価する
	④ 抵当権等	地権者から用地を取得する場合、候補地の抵当権等を解除できるか、抵当権等の設定状況、解除の見込みにより評価する
	⑤ 近隣の住宅・施設等(学校、病院、福祉施設)までの距離	ごみ焼却施設の建設を想定した場合、候補地周辺住民の生活環境に影響を及ぼさないか、直近の住宅・施設までの距離により評価する
基本要素	⑥ 土地の地質及び地形	候補地の地質及び地形が敷地造成に適さない場合、工事に影響を及ぼさないか、地質の文献データにより評価する
	⑦ 造成空間の確保	ごみ焼却施設の建設を想定した場合、候補地に構造物等の支障物があるのか、あった場合、回避もしくは除去できるか評価する
	⑧ 地域振興策の内容	地元が要望する地域振興策の内容について、地域の財産としての可能性(公共性)について評価する
	⑨ 地域振興策の経済性	地元が要望する地域振興策について、要望に応じた地域振興策の概算見込み額を算出し、経済性について評価する
	⑩ 平均運搬距離	ごみ焼却施設への運搬を想定した場合、ごみ処理対象予定地域からの収集運搬業務を効率的に行えるか、候補地への収集運搬の平均距離により評価する
	⑪ 交通量	ごみ焼却施設へ清掃車両等が出入りした場合、候補地周辺道路で渋滞など交通事情が悪化しないか、交通量調査の見込みにより評価する
	⑫ アクセスのしやすさ	ごみ焼却施設への運搬を想定した場合、収集運搬業務を効率的に行えるか、主要道路(国道、県道、都市計画道路)へのアクセスのしやすさを距離により評価する
重要要素	⑬ 災害区域等	候補地が災害区域に該当していないか、また、該当していた場合、工事により対応可能かどうかを評価する
	⑭ 地下水量の確保	ごみ焼却施設の稼働及び維持において、水の確保は必要不可欠であることから、経済性を考慮し、十分な地下水量が確保できるか評価する
	⑮ インフラ整備	候補地におけるインフラ(用地取得費、敷地造成費、アクセス道路設置費、上下水道設置費、高圧電線引込費用等)整備に掛かる費用を算定し、概算見込み額により評価する
	⑯ 農用地区域	候補地が農用地区域に指定されている場合、農除根外ができるか、見込みにより評価する
	⑰ 地元の理解度、協力度	地元の理解及び協力の度合いの高さは事業成立の基本であるとともに、事業スケジュールに影響をあたえるため、地元住民の理解や協力の度合いについて評価する

二次選定項目の重み付け(候補地の評価項目、評価基準)

要素	評価項目	評価基準	評価	評価点	点数
重要要素	① 水取地からの距離	候補地から直近の水取地までの距離が1km以上である	○	3	3
		候補地から直近の水取地までの距離が1km未満である	△	2	
		候補地から直近の水取地までの距離が300m未満である	×	1	
	② 景観	候補地周辺に貴重な景観資源がない	○	3	3
		候補地周辺に貴重な景観資源があるが、調和している	△	2	
	③ 埋蔵文化財	候補地は埋蔵文化財包蔵地ではない	○	3	3
		候補地は埋蔵文化財包蔵地であるが、工事への影響はほとんど無い	△	2	
	④ 取捨等	候補地は取捨等が設定されていない	○	3	3
		候補地は取捨等が設定されているが、解除の見込みがある	△	2	
	⑤ 田舎の住宅・施設等(学校、病院、福祉施設)までの距離	候補地周辺に住宅・施設等がない	○	3	3
候補地から直近の住宅・施設等までの距離が、300m以上500m未満である		△	2		
基本要素	⑥ 土地の地質及び地形	候補地の地質及び地形は敷地造成に適合する	○	5	5
		候補地の地質及び地形は敷地造成に適合しないが軽微な地盤改良工事等で対応できる	△	3	
	⑦ 造成空割の確保	構造物等の支障がない	○	5	5
		構造物等の支障があるが、回避もしくは除去できる	△	1	
	⑧ 地域振興策の内容	将来的に地産の消費として価値がある	○	5	5
		将来的に価値は無い	×	1	
	⑨ 地域振興策の経済性	算出された概算見込み額が一歩安価である	○	5	5
		算出された概算見込み額が一歩安価でない	×	1	
	⑩ 平均深層距離	候補地への平均深層距離が相対的に短い	○	5	5
		候補地への平均深層距離が相対的に長い	△	3	
⑪ 交通量	商店、酒場は無く、通車車両等による交通事情の悪化は算定されない	○	5	5	
	通車車両等の割合は大きくなるが、酒場など交通事情の悪化は無い	△	3		
⑫ アクセスのしやすさ	基に計画があり、通車車両等による渋滞が懸念される	×	1	5	
	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続している	○	5		
重要要素	⑬ 主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続している	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続している(主要道路まで100m未満)	○	3	5
		主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続している(主要道路まで100m以上)	×	1	
	⑭ 災害区域等(浸水区域、傾斜安定区域、崖下浸水区域、電線下区域、土砂災害危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、河川防災区域、重要地区区域(重要防災区域、重要地区))	候補地が災害区域等に該当していない	○	10	10
		候補地が災害区域等に該当しているが、小規模な対策工事等で対応可能	△	6	
	⑮ 地下水量の確保	候補地が災害区域等に該当しているが、大規模な対策工事が必要	×	2	10
		候補地は十分な地下水量を確保できる	○	10	
	⑯ インフラ整備	候補地は上水を新たな十分な水量を確保できる	△	6	10
		候補地は地下水が確保できない	×	2	
	⑰ 農用地区域	インフラ整備にかかる整備期間が短く概算見込み額も一歩安価である	○	10	10
		インフラ整備にかかる整備期間が長く概算見込み額も高価である	△	6	
⑱ 地元の理解度、協力度	候補地は農用地区域ではない	○	10	10	
	候補地は農用地区域外と隣接しているなど、農地農用地境界が容易である	△	6		
⑲ 施設を積極的に受け入れ地域への活用が可能な	候補地は農用地区域外が容易ではない	×	2	10	
	施設の可能性は理解しているが誘致には消極的である	○	10		
⑳ 施設の可能性は理解しているが誘致には消極的である	施設の可能性は理解しているが誘致には消極的でない	△	6	10	
	施設の可能性は理解しているが誘致には消極的である	×	2		
合 計					100

※ 建設候補地が1ヶ所のみの場合、費用に関する評価項目については、コンサルタントと協議のうえ、妥当性を検証します。

各評価項目に対する記述評価
 点数評価に加え、評価の拠点を求め点数化では表れない事項について、より丁寧な評価を目的とし、各評価項目に対して記述すべき事項がある場合は記述を行う。

評価要素(重み付)	所要ごとの点数		
	○	△	×
重要要素	3点	2点	1点
基本要素	5点	3点	1点
重要要素	10点	6点	2点

4-4 二次選定評価

4-4-1 参考要素

1) 水源地からの距離

(1) 調査結果

①長表候補地

長表候補地から南魚沼市の水道水源である三国川ダムまでは10.6kmである。

②雲洞候補地

雲洞候補地から南魚沼市の水道水源である三国川ダムまでは9.9kmである。

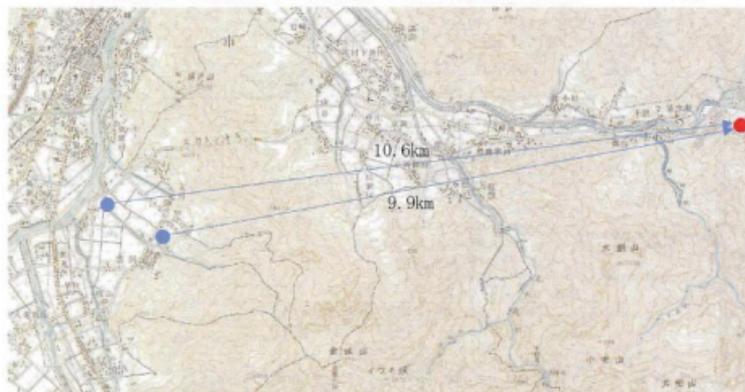


図 1-1-1 長表候補地及び雲洞候補地から三国川ダムまでの距離

③谷後候補地

谷後候補地から湯沢町の水道水源である旭原水源までは2.3km離れている。

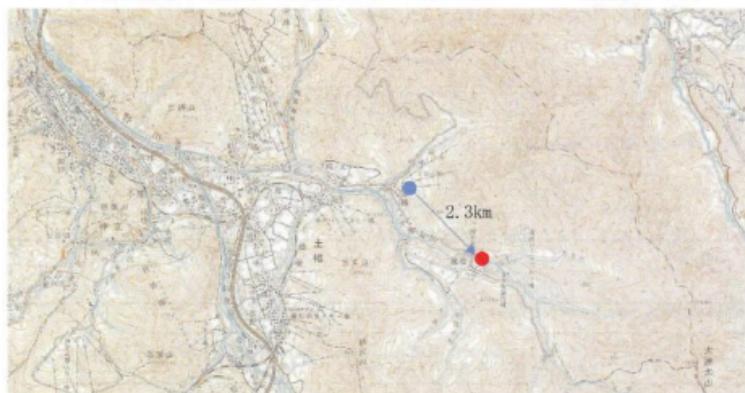


図 1-1-2 谷後候補地から旭原水源までの距離

(2) 評価基準

評価基準	評価	評価点
候補地から直近の水源地までの距離が1km以上である	○	3
候補地から直近の水源地までの距離が1km未満である	△	2
候補地から直近の水源地までの距離が300m未満である	×	1

(3) 評価結果

候補地	長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
評価基準	直近の水源地までの距離が1km以上である	直近の水源地までの距離が1km以上である	直近の水源地までの距離が1km以上である
評価	○	○	○
評価点	3	3	3

2) 景観

(1) 調査結果

①長衣候補地

長衣候補地周辺は住宅と水田、小河川が存在しており堤防を隔てて魚野川が流れている。景観資源といえるものは存在していない。

②雲洞候補地

雲洞候補地周辺には奈良時代から続く洞雲庵が存在している。雲洞庵から候補地を俯瞰した場合、杉木立からごみ処理施設の建物もしくは煙突の一部が視界に入る可能性がある。



図 1-2-1 雲洞庵からの俯瞰予測

③谷後候補地

谷後候補地は元スキー場の事務所跡地及び駐車場であり、西側には住宅、水田、畑地があるが、貴重な景観資源はない。

3) 埋蔵文化財

(1) 調査結果

①長表候補地・雲洞候補地

長表候補地及び雲洞候補地周辺には7カ所の埋蔵文化財包蔵地があるが、長表候補地内、雲洞候補地内ともに埋蔵文化財は存在しない。

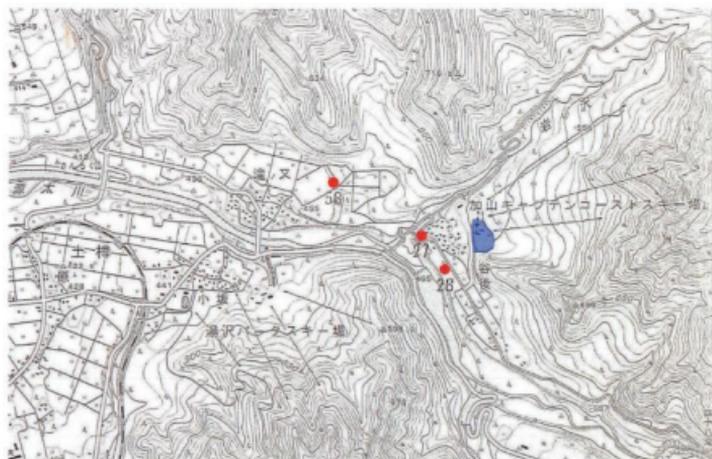


遺跡番号	所在地	種別	名称	時代
506	雲洞字鎌岩	塚	雲洞庵おかみ塚	室町時代
524	雲洞字鎌岩	塚	鎌岩1号塚	江戸時代
549	雲洞字鎌岩	塚	鎌岩2号塚	安土桃山・江戸時代
497	雲洞字宮田	遺物包含地	蟹田	古墳時代・室町時代
494	雲洞字村中	板碑	雲洞庵板碑	鎌倉時代
523	雲洞字礫石	塚	八ツ塚	江戸時代
470	三郎丸字諏訪分	遺物包含地	お江作り	縄文時代

図1-3-1 長表候補地、雲洞候補地周辺の埋蔵文化財包蔵地分布図

②谷後候補地

谷後候補地周辺には3カ所の埋蔵文化財包蔵地があるが、谷後候補地内には埋蔵文化財は存在しない。



遺跡番号	所在地	種別	名称	時代
27	土樽字平間	経塚	平間経塚	安土桃山・江戸時代
28	土樽字前巾	石塔	前巾宝篋印塔	室町時代
58	土樽字大平他	遺物包含地	滝の又	縄文時代

図 1-3-2 谷後候補地周辺の埋蔵文化財包蔵地分布図

(2) 評価基準

評価基準	評価	評価点
候補地は埋蔵文化財包蔵地ではない	○	3
候補地は埋蔵文化財包蔵地であるが、工事への影響はほとんど無い	△	2
候補地は埋蔵文化財包蔵地であり、工事への支障が見込まれる	×	1

(3) 評価結果

候補地	長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
評価基準	埋蔵文化財包蔵地ではない	埋蔵文化財包蔵地ではない	埋蔵文化財包蔵地ではない
評価	○	○	○
評価点	3	3	3

4) 抵当権等

(1) 調査結果

①長表候補地

候補地は抵当権等が設定されていない。

②雲洞候補地

候補地は抵当権等が設定されていない。

③谷後候補地

候補地は抵当権等が設定されていない。

(2) 評価基準

評 価 基 準	評価	評価点
候補地は抵当権等が設定されていない	○	3
候補地は抵当権等が設定されているが、解除の見込みがある	△	2
候補地は抵当権等が設定されているが、解除の見込みがない	×	1

(3) 評価結果

候補地	長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
評価基準	抵当権の設定はない	抵当権の設定はない	抵当権の設定はない
評価	○	○	○
評価点	3	3	3

5) 近隣の住宅・施設等（学校、病院、福祉施設）までの距離

(1) 調査結果

①長表候補地

半径 300m以内に住宅が存在する。

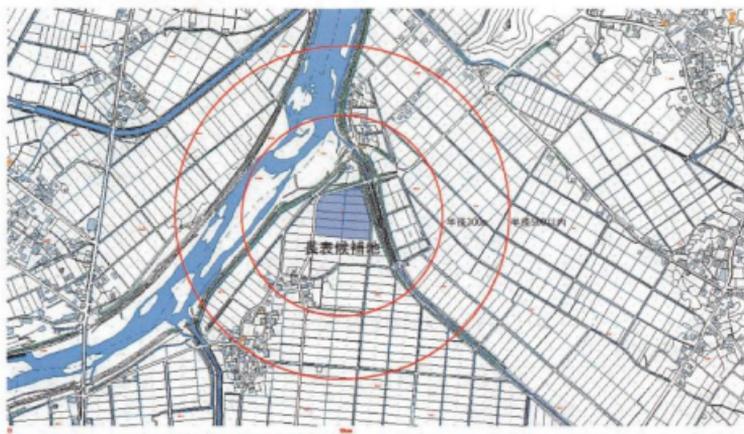


図 1-5-1 長表候補地周辺の住宅分布状況

②雲洞候補地

半径 300m以内に住宅が存在し、500m以内に福祉施設（つばき園）が存在する。

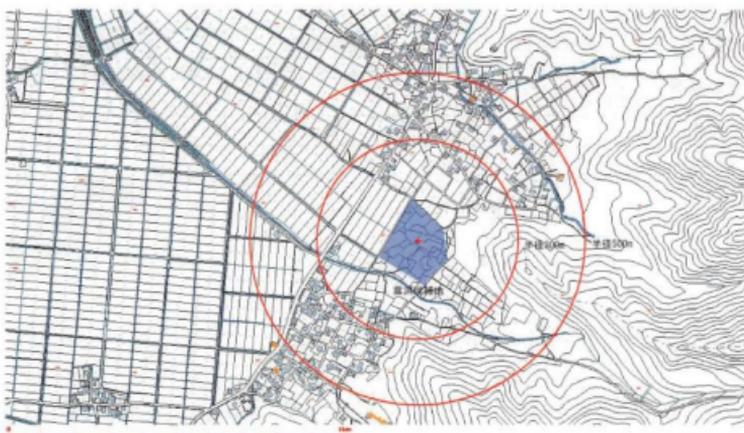


図 1-5-2 雲洞候補地周辺の住宅分布状況

③谷後候補地

半径 300m以内に住宅が存在する。



図 1-5-3 谷後候補地周辺の住宅分布状況

(2) 評価基準

評価基準	評価	評価点
候補地周辺に住宅・施設等がない	○	3
候補地から直近の住宅・施設等までの距離が、300m以上 500m未満である	△	2
候補地から直近の住宅・施設等までの距離が、300m未満に住宅が存在している。	×	1

(3) 評価結果

候補地	長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
評価基準	300m未満に住宅が存在している	300m未満に住宅が存在している	300m未満に住宅が存在している
評価	×	×	×
評価点	1	1	1

4-4-2 基本要素

6) 土地の地質及び地形

(1) 調査結果

①長表候補地

長表候補地の地形は沖積低地であり現状は水田地帯となっている。長表候補地の地質は魚野川流域に堆積した現世の沖積堆積物であり最も新しい地質より構成されている。

地盤は砂礫で、安定した地質であることから、地盤改良の必要はない。

②雲洞候補地

雲洞候補地の地形は浸食谷の入口に形成された扇状地地形であり、土石流が堆積してきた地形で、現状は林地、畑地として利用されている。雲洞候補地の地質は新生代第三紀層中新世中期の城内層の堆積時代に活動した安山岩（火山岩）が風化し、土石流として浸食谷を流下、堆積した崖錐堆積物及び扇状地堆積物の土砂及び礫から構成されている。

周辺の堆積物、地形から判断すると堆積物が古い世代の段丘堆積物を覆っているため少なくとも洪積世より新しいものであると判定される。集中豪雨等により山腹が崩壊して流下し、谷の出口で流動エネルギーを失い堆積したものであると判断されることから、土砂災害警戒区域に指定されており、大規模な地盤改良が必要である。

③谷後候補地

谷後候補地の地形はスキー場跡地の造成平坦地であり、駐車場、管理棟基礎が存在している。谷後候補地の地質は中生代白亜紀後期の花こう岩及び同質風化岩（真砂）より構成されている。

地盤は岩で、安定した地質であることから、地盤改良の必要はない。

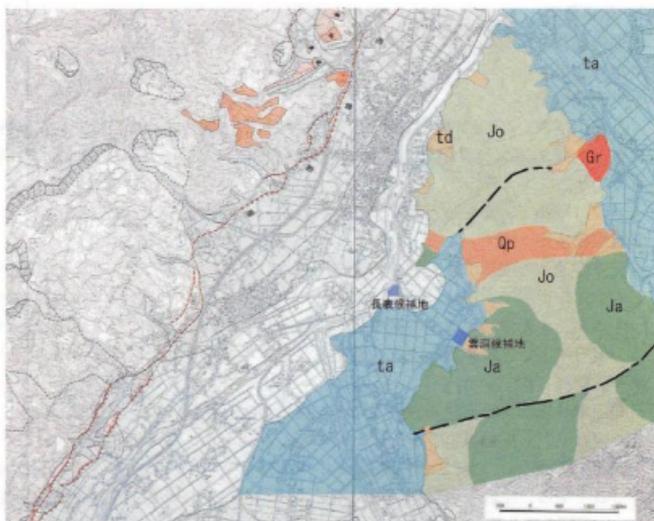


図2-6-1 長瀬候補地、安南候補地の地質分布図

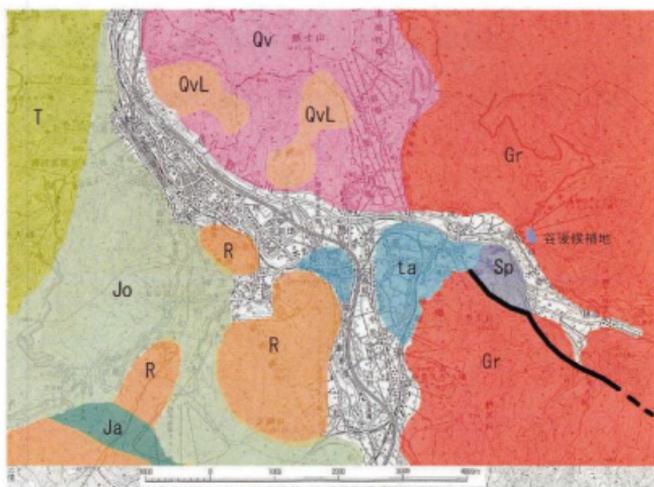


図2-6-2 谷後候補地の地質分布図



出典：新潟県地質図説明書（平成元年3月新潟県）

(2) 評価基準

評 価 基 準	評価	評価点
候補地の地質及び地形は敷地造成に適する	○	5
候補地の地質及び地形は敷地造成に適さないが軽微な地盤改良工事 で対応できる	△	3
候補地の地質及び地形は敷地造成に適さず、大規模な地盤改良工 事を必要とする	×	1

(3) 評価結果

候補地	長表候補地	震洞候補地	谷後候補地
評価基準	敷地造成に適する	地形は敷地造成に適さ ず、大規模な地盤改良工 事を必要とする	敷地造成に適する
評価	○	×	○
評価点	5	1	5

7) 造成空間の確保

(1) 調査結果

①長表候補地

現況は水田であり、構造物等の支障物がない。



写真 2-7-1 長表候補地の現況

②雲洞候補地

現況は畑地、林地、原野であり、伐採除根等の若干の支障はあるが通常の造成工事の規模である。造成に伴い堆積物、地下水の流動に影響を与える可能性がある。



写真 2-7-2 雲洞候補地の現況

③谷後候補地

現況はスキー場の跡地であり舗装、事務所、施設のコンクリート基礎が残存しており撤去する必要がある。



写真 2-7-3 谷後候補地の現況

(2) 評価基準

評価基準	評価	評価点
構造物等の支障物がない	○	5
構造物等の支障物があるが、回避もしくは除去できる	×	1

(3) 評価結果

候補地	長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
評価基準	構造物等の支障物がない	構造物等の支障物があるが、回避もしくは除去できる	構造物等の支障物があるが、回避もしくは除去できる
評価	○	×	×
評価点	5	1	1

8) 地域振興策の内容

(1) 調査結果

①長表候補地

道路拡幅工事 (市道：長表雲洞線)

②雲洞候補地

集落センター耐震補強工事

③谷後候補地

・温浴施設建設 (南魚沼市：「金城の里」同等規模)

・温室ハウス建設 (4棟1,000㎡規模)

・体験型宿泊施設 (10部屋20人宿泊規模)

(2) 評価基準

評価基準	評価	評価点
将来的に地域の財産として価値がある	○	5
将来的に財産価値はない	×	1

(3) 評価結果

候補地	長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
評価基準	将来的に地域の財産として価値がある	将来的に地域の財産として価値がある	将来的に地域の財産として価値がある
評価	○	○	○
評価点	5	5	5

9) 地域振興策の経済性

(1) 調査結果

①長表候補地

道路拡幅工事 単価 350,000 円/m 拡幅距離 200m×350,000 円=70,000 千円

②雲洞候補地

集落センター耐震補強工事（見積もり）8,000 千円

③谷後候補地

・温浴施設（南魚沼市：金城の里参照）約 200,000 千円

・温室ハウス 建設単価 45,000 円/坪 300 坪×45,000 円=13,500 千円

・体験型宿泊施設 建築単価 1,000 千円/坪 150 坪×1,000 千円=150,000 千円

(2) 評価基準

評価基準	評価	評価点
算出された概算見込み額が一番安価である	○	5
算出された概算見込み額が一番安価でない	×	1

(3) 評価結果

候補地	長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
評価基準	算出された概算見込み額が一番安価でない	算出された概算見込み額が一番安価である	算出された概算見込み額が一番安価でない
評価	×	○	×
評価点	1	5	1

10) 平均運搬距離

(1) 調査結果

距離を比較するため、二市一町の行政区別人口と原単位（1人1日あたりごみ排出量）より年間の排出量を金額に換算して算出した。行政区から3か所の候補地までの距離をグーグルマップより調査し、距離別の運搬費を乗じて年間の運搬費用を積算した。

比較対象として現有施設（魚沼市はエコプラント魚沼、南魚沼市及び湯沢町は環境衛生センター）までの運搬費も同じように積算した結果、長表候補地が現有施設に対して最も安く、次いで雲洞候補地、谷後候補地が最も高い結果となった。

表 2-10-1 行政区別・排出量別運搬費用の比較

行政区別運搬費用の比較				単位：円/年
	長表	雲洞	谷後	現有施設
魚沼市	45,134,910	45,409,790	56,835,900	20,328,217
南魚沼市	44,750,890	45,215,650	68,898,730	45,397,870
湯沢町	13,147,370	13,138,340	9,038,700	13,405,370
二市一町合計	103,033,170	103,763,780	134,773,330	79,131,457

(2) 評価基準

評 価 基 準	評価	評価点
候補地への平均運搬距離が相対的に短い	○	5
候補地への平均運搬距離現況と同程度	△	3
候補地への平均運搬距離が相対的に長い	×	1

(3) 評価結果

候補地	長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
評価基準	候補地への平均運搬距離が相対的に長い	候補地への平均運搬距離が相対的に長い	候補地への平均運搬距離が相対的に長い
評価	×	×	×
評価点	1	1	1

1) 交通量

(1) 調査結果

平成 22 年度に実施された道路交通センサス一般交通量調査の結果より 3 候補地に近接する調査箇所の交通量を示す。

- 国道 291 号 24h 交通量 6,943 台 約 289 台/1h
 - 主要地方道塩沢大和線 24h 交通量 3,543 台 約 148 台/1h
 - 一般県道向原越後中里停車場線 24h 交通量 3,458 台 約 144 台/1h
- < 運搬車両台数 >

搬入車両	南魚沼市環境衛生センター			エコプラント集団 魚沼市分(大和倉)	合計	二市一町合計
	南魚沼市	湯沢町				
パッカー車 市収集(家庭系一般廃棄物委託業者)	3,957	1,148		6,943	12,048	24,206
許可業者(事業系一般廃棄物許可業者)	4,884	820		6,473	12,157	
一般車両 個人運搬搬入 特殊車両運搬入	74,432	5,492		58,780	138,704	138,704
合計	83,253	7,460		72,198	162,909	162,909

単位:台/年

受入日360日
1時間当たり
8時間想定
453 台/日
57 台/h

平成 27 年度の搬入実績より求めた既存施設への搬入車両台数は、162,909 台で、受入日数 360 日より 1 日当たりの搬入台数は二市一町合計で 453 台/日となる。1 日 8 時間の搬入時間で時間当たりを算出すると 57 台/h となった。

< 調査箇所の増加台数 >

- 国道 291 号 289 台 + 57 台 = 346 台
- 主要地方道塩沢大和線 148 台 + 57 台 = 205 台
- 一般県道向原越後中里停車場線 144 台 + 57 台 = 201 台

3 候補地に近接する交通センサス調査結果に基づく交通量の増加は国道 291 号で 346 台、主要地方道塩沢大和線で 205 台、一般県道向原越後中里停車場線で 201 台となる。2 車線道路は 2,800 台/h を越えなければ渋滞しない(出典:「道路の交通容量における新しい設計方法に関する検討」国土技術政策総合研究所)とされていることから、3 候補地での交通事情の悪化は見込まれない。

(2) 評価基準

評価基準	評価	評価点
現在、渋滞は無く、清掃車両等による交通事情の悪化は見込まれない	○	5
清掃車両等の割合は大きくなるが、渋滞など交通事情の悪化は無い	△	3
既に渋滞があり、清掃車両等による渋滞が懸念される	×	1

(3) 評価結果

候補地	長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
評価基準	清掃車両等の割合は大きくなるが、渋滞など交通事情の悪化は無い	清掃車両等の割合は大きくなるが、渋滞など交通事情の悪化は無い	清掃車両等の割合は大きくなるが、渋滞など交通事情の悪化は無い
評価	△	△	△
評価点	3	3	3

1 2) アクセスのしやすさ

(1) 調査結果

①長表候補地

長表候補地は国道 17 号まで 2.5km である。

集落を避けて候補地に進入するアクセスは可能である。

②雲洞候補地

雲洞候補地は国道 17 号まで 4.1km である。

集落を避けて候補地に進入するアクセスは不可能であり、さらに候補地に進入するためのアクセス道路の建設が必要である。

③谷後候補地

谷後候補地は国道 17 号まで 5.6km である。

集落を避けて候補地に進入するアクセスは可能であるが、アクセス道路を建設する必要がある。なお、集落の入口に大源太川を横断する橋があるが、幅員が狭く、大型車の離合は困難である。

(2) 評価基準

評 価 基 準	評価	評価点
主要道路（国道、県道、都市計画道路）に接続している	○	5
主要道路（国道、県道、都市計画道路）に近接している（主要道路まで 100m 未満）	△	3
主要道路（国道、県道、都市計画道路）に接続・近接していない（主要道路まで 100m 以上）	×	1

(3) 評価結果

候補地	長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
評価基準	主要道路（国道、県道、都市計画道路）に接続している	主要道路（国道、県道、都市計画道路）に近接している（主要道路まで 100m 未満）	主要道路（国道、県道、都市計画道路）に近接している（主要道路まで 100m 未満）
評価	○	△	△
評価点	5	3	3

4-4-3 重要要素

1.3) 災害区域等

保安林、砂防指定地、地すべり防止区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険区域、崩壊土砂流出危険区域、土石流危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、重要水防区域（想定氾濫区域）

(1) 調査結果

①長表候補地

長表候補地は浸水実績のある低地であり、平成 23 年新潟・福島豪雨の時には床上浸水の被害を受けている。（写真 3-13-1 参照）

浸水被害を受けないような造成は氾濫水位より高いレベルまで盛土工事を行うか、岩井沢川の河川改修を行う必要がある。



写真 3-13-1 平成 23 年新潟・福島豪雨の長表候補地

②雲洞候補地

雲洞候補地周辺は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されているので建設用地としてはレッドゾーンを避けるべきである。イエローゾーンに建設するためには、土砂災害に対応する構造物を建設しなければならない。

土砂災害に対応する土木構造物としては擁壁、ダム、矢板、連続地中壁があるが、現状地形を造成して擁壁で平坦地を確保する場合は下流部の土圧が軽減し、上流部の傾斜部が不安定になる。盛土して造成する場合は上載荷重の増加により地下水に影響を与える可能性がある。

計画に際しては詳細な地質調査を行い本地域の地質条件に適した造成を行う必要がある。

③谷後候補地

谷後候補地は災害区域の指定はないが、指定避難場所となっている。

(2) 評価基準

評価基準	評価	評価点
候補地が災害区域等に該当していない	○	10
候補地が災害区域等に該当しているが、小規模な対策工事で対応可能	△	6
候補地が災害区域等に該当しているが、大規模な対策工事が必要	×	2

(3) 評価結果

候補地	長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
評価基準	災害区域等に該当しているが、大規模な対策工事が必要	災害区域等に該当しているが、大規模な対策工事が必要	候補地が災害区域等に該当していない
評価	×	×	○
評価点	2	2	10

14) 地下水量の確保

(1) 調査結果

ごみ処理施設の地下水の必要量については、焼却炉そのものの必要量 300 m³/日程度のプラント用水で良いが、場内の消雪水の確保には2haで4,000 m³/日程度は必要となる。

①長表候補地

地下水水理図によると長表候補地付近は日量 500～1000 m³/日で取水できる地域となっている。深井戸実績では長表候補地付近は 1,500 m³/日程度であり、長表候補地では3本程度の深井戸が必要になる。

②雲洞候補地

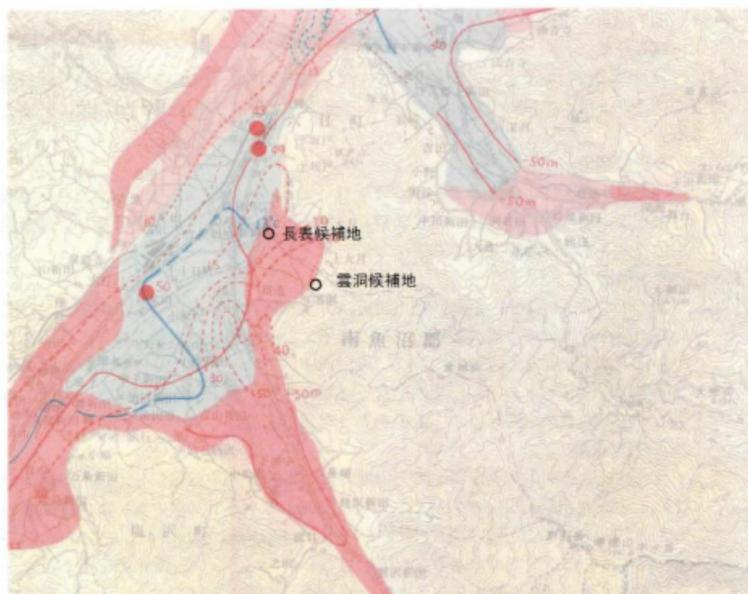
地下水水理図によると雲洞候補地付近は日量 500 m³/日以下の取水地域となっている。深井戸実績では雲洞候補地付近は場所によって適正揚水量のばらつきがあり 500 m³/日程度の取水は可能性がある。雲洞候補地では一井あたりの適正揚水量が少ない場所では8本以上の井戸を掘削する必要がある、適正揚水量の大きい地区から送水する等の対策を講じるか、上水を補う必要がある。

③谷後候補地

谷後候補地の深井戸実績によると用地内に2本の深井戸が存在し、取水実績は合計約 1,500 m³/日である。井戸口径は共に 250mm であるが、水中ポンプの電動機の大きさがNo2064の井戸が 75kw、No2065の井戸が 11kw となっており、No2065の井戸には小さいポンプでの取水となっていることから、ポンプ容量を変えることでさらなる取水量の増加が期待できるが、上水を補う必要がある。

表 3-14-1 長表候補地、雲洞候補地周辺の深井戸実績

地区		長表候補地	雲洞候補地	雲洞候補地	雲洞候補地
井戸番号		No.200	No.118	No.119	No.236
建設年月日		H3.12	S54.11	S57.11	H9.2
井戸深度	m	45	40	40	51.5
ケーシング径	mm	250	250	250	250
ケーシング種別		黒ガス鋼管	黒ガス鋼管	黒ガス鋼管	黒ガス鋼管
適正揚水量		m ³ /日 1,540	1,310	600	1,200
限界揚水量		m ³ /日 2,201	1,638	700	1,500



地下水水理図凡例

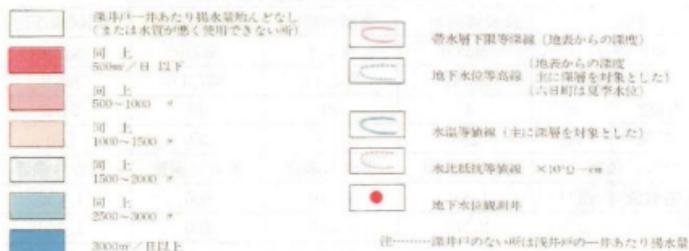


図 3-14-1 長表候補地、雲洞候補地周辺の地下水水理図

表 3-14-2 谷後候補地周辺の深井戸実績

地区		谷後候補地	谷後候補地	谷後候補地	谷後候補地
井戸番号		No.96	No.99	No.147	No.149
建設年月日		H8. 1	H7. 10	S63. 12	S62. 6
井戸深度	m	80	70	90	90
ケーシング径	mm	250	250	250	250
ケーシング種別		黒ガス鋼管	黒ガス鋼管	黒ガス鋼管	黒ガス鋼管
適正揚水量	m ³ /日	1,406	1,806	902	1,405
限界揚水量	m ³ /日	1,686	2,258	1,135	1,973

地区		谷後候補地	谷後候補地	備考
井戸番号		No.2064	No.2065	No.2064 と No.2065 は谷後候補地内にある。 No.2064 のポンプの電動機は 75kw、No.2065 は 11kw である
建設年月日		H2. 11	H2. 11	
井戸深度	m	82	72	
ケーシング径	mm	250	250	
ケーシング種別		黒ガス鋼管	黒ガス鋼管	
適正揚水量	m ³ /日	1,152	432	
限界揚水量	m ³ /日	-	-	



図 3-14-2 谷後井戸位置図

(2) 評価基準

評価基準	評価	評価点
候補地は十分な地下水量を確保できる	○	10
候補地は上水を補えば十分な水量を確保できる	△	6
候補地は地下水が確保できない	×	2

(3) 評価結果

候補地	長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
評価基準	十分な地下水量を確保できる	上水を補えば十分な水量を確保できる	上水を補えば十分な水量を確保できる
評価	○	△	△
評価点	10	6	6

15) インフラ整備

(1) 調査結果

土地購入費を含めたインフラ整備に係る概算費用について調査した。調査項目は、土地購入費、土地造成費、搬入路建設費、上下水道整備費である。なお、電気の敷設については3候補地ともに2km以内に高圧送電線が存在するため、同条件となることから、評価は同じであると判断し、評価から除外した。

表 3-15-1 インフラ整備に係る概算費用

単位：千円

	長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
土地購入費	87,400	105,800	92,000
土地造成費	500,000	280,000	30,000
搬入路工事建設費	0	28,000	217,000
上下水道整備費	4,858	5,207	28,500
合計	592,258	419,007	367,500

①長表候補地

土地面積 19,345 m²の購入費は付近の標準価格を参考に約 87,400 千円となる。
土地造成費は、土工、擁壁工、水路工が主な工事となり、約 500,000 千円となる。
搬入路工事は、候補地が道路に面していることから不要と判断した。
上水道の約 130mの延伸工事と、下水道の接続工事で約 4,858 千円となる。
インフラ整備に係る費用は約 592,258 千円である。

②雲洞候補地

土地面積 23,432 m²の購入費は付近の標準価格を参考に約 105,800 千円となる。
土地造成費は、土工、連続地中壁設置、擁壁工が主な工事となり、約 280,000 千円となる。
搬入路工事は、候補地に進入する 140mの工事で、約 28,000 千円となる。
上水道の約 140mの延伸工事と、下水道の接続工事で約 5,207 千円となる。
インフラ整備に係る費用は約 419,007 千円である。

③谷後候補地

土地面積約 20,000 m²の購入費は付近の標準価格を参考に約 92,000 千円となる。
土地造成費は、構造物の撤去、アスファルト舗装の除去、土工が主な工事となり、約 30,000 千円となる。
搬入路工事は、候補地に進入するため、町道岩ノ沢線の拡幅と標高差 10m進入路の確保で、約 217,000 千円となる。
上水道の約 500mの延伸工事と、下水道の接続工事で約 28,500 千円となる。
インフラ整備に係る費用は約 367,500 千円である。



図 3-15-1 長表候補地周辺の水道施設の分布



図 3-15-2 雲洞候補地周辺の水道施設の分布



図 3-15-3 谷後候補地周辺の水道施設の分布

(2) 評価基準

評 価 基 準	評価	評価点
インフラ整備にかかる整備期間が短く概算見込み額も一番安価である	○	10
インフラ整備にかかる整備期間、概算見込み額についても妥当範囲である	△	6
インフラ整備にかかる整備期間が長く概算見込み額も高価である	×	2

(3) 評価結果

候補地	長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
評価基準	インフラ整備にかかる整備期間が長く概算見込み額も高価である	インフラ整備にかかる整備期間、概算見込み額についても妥当範囲である	インフラ整備にかかる整備期間が短く概算見込み額も一番安価である
評価	×	△	○
評価点	2	6	10

16) 農用地区域

(1) 調査結果

①長表候補地

長表候補地はほぼ全域農振農用地となっている。

②雲洞候補地

雲洞候補地は畑地の部分が農振農用地となっている。

③谷後候補地

谷後候補地はスキー場建設の際農振農用地を除外されており、候補地は農振農用地区域ではない。



図 3-16-1 長表候補地の農振農用地指定状況

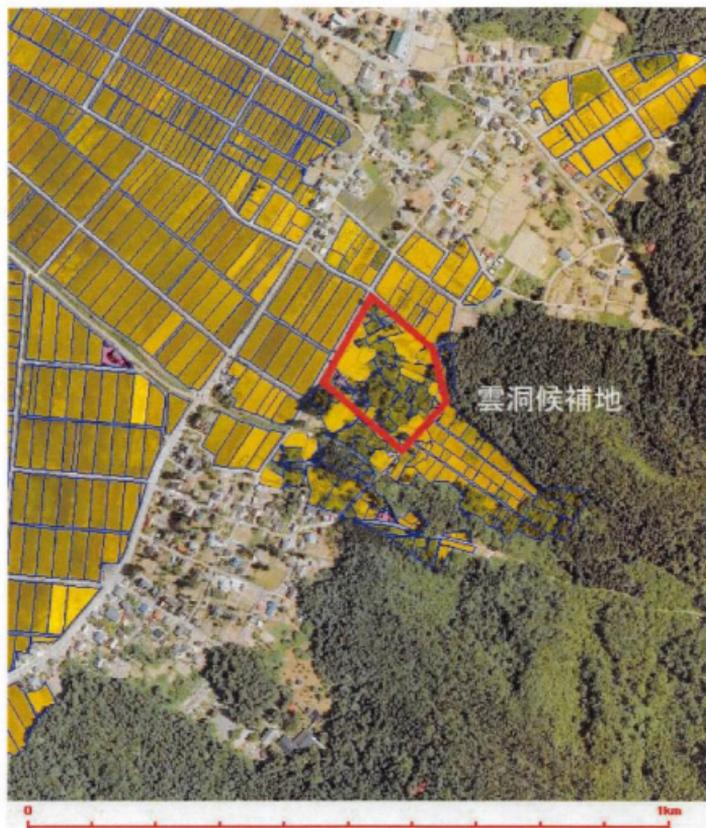


図 3-16-2 雲洞候補地の農振農用地指定状況



図3-16-3 谷後候補地の農振農用地指定状況

(2) 評価基準

評価基準	評価	評価点
候補地は農振農用地区域ではない	○	10
候補地は農振農用地区域外と隣接しているなど、農振農用地除外が容易である	△	6
候補地は農振農用地除外が容易ではない	×	2

(3) 評価結果

候補地	長表候補地	震洞候補地	谷後候補地
評価基準	農振農用地区域外と隣接しているなど、農振農用地除外が容易である	農振農用地区域外と隣接しているなど、農振農用地除外が容易である	農振農用地区域ではない
評価	△	△	○
評価点	6	6	10

17) 地元の理解度、協力度

(1) 調査結果

①長表候補地

施設の必要性は理解しているが誘致には消極的である。

②雲洞候補地

施設の必要性は理解しているが誘致には消極的である。

③谷後候補地

施設の必要性は理解しているが誘致には消極的である。

(2) 評価基準

評 価 基 準	評価	評価点
施設を積極的に受け入れ地域への活用が可能である	○	10
施設の必要性は理解しているので特に反対はしない	△	6
施設の必要性は理解しているが誘致には消極的である	×	2

(3) 評価結果

候補地	長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
評価基準	施設の必要性は理解しているが誘致には消極的である	施設の必要性は理解しているが誘致には消極的である	施設の必要性は理解しているが誘致には消極的である
評価	×	×	×
評価点	2	2	2

(4) 記述評価

長表候補地	雲洞候補地	谷後候補地
近隣自治会から長表候補地への新ごみ処理施設建設の同意を得ることはできなかった	近隣自治会から雲洞候補地への新ごみ処理施設建設の同意を得ることはできなかった	近隣自治会から谷後候補地への新ごみ処理施設建設の同意を得ることはできなかった

4-4-4 総合評価

長表候補地、震洞候補地、谷後候補地について、点数評価に加え記述評価を行い、総合評価を行った結果、次表のとおりとなりました。

候補地名		長表候補地	震洞候補地	谷後候補地
点数評価	参考要素	13	11	13
	基本要素	25	19	19
	重要要素	22	22	38
	合計	60	52	70
記述評価		平成 23 年新潟・福島豪雨の際、床下浸水の被害を受けていることから、新ごみ処理施設を誘致することにより、想定される災害の解消を目指して応募した。 近隣自治会に対して、新ごみ処理施設の候補地として応募した旨を表明し、説明会を実施したが、最終的に近隣自治会の同意を得ることができなかった。	候補地付近は耕作放棄地が近年増大してきており、それに伴う鳥獣被害が顕発している。新ごみ処理施設を誘致することにより、鳥獣被害の解消を含めた候補地周辺の環境整備を目指して応募した。 近隣自治会に対して、新ごみ処理施設の候補地として応募した旨を表明し、説明会を実施したが、最終的に近隣自治会の同意を得ることができなかった。	候補地は民営によるスキー場跡地であり、大半が現状復旧されず、また借地で運営されていたために管理費は所有者負担となっている。新ごみ処理施設を誘致することにより、将来的に所有者の負担の解消を目指して応募した。 近隣自治会に対して、新ごみ処理施設の候補地として応募した旨を表明し、説明会を実施したが、最終的に近隣自治会の同意を得ることができなかった。
	総合評価	不適	不適	不適
<p>3 候補地自治会ともに推進委員会を立ち上げ、近隣自治会に対して説明会やアンケートによる意向調査等を実施するなど、理解と協力を得るための活動を進めてきたが、最終的には 3 候補地ともに近隣自治会の同意を得ることができなかった。</p> <p>そういった現状を踏まえ、今回の一般公募の趣旨でもある「近隣自治会を含めた地元自治会の理解」を得ることができなかったものと判断し、<u>全ての候補地が新ごみ処理施設の建設候補地としては適当でないという結論に至った。</u></p>				